

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人八紘会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岡山県浅口市鴨方町鴨方1081番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和38年10月31日

(4) 設立登記年月日 昭和38年11月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	仁科 肇	
理事	上田 伸	
同	上田 稔	
同	九十九 大造	
同	仁科 令子	
同	仁科 奈々	
監事	石井 栄一	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
介護老人 保険施設	介護療養型老人保 健施設 八紘会	岡山県浅口市鴨方町鴨方 1081番地の1	一般病床 床 療養病床 床 老健居室 40床 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	上田内科クリニック	岡山県浅口市鴨方町鴨方 1081番地の1	
病院			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援センター	岡山県浅口市鴨方町鴨方 1081番地の1	ハミングかもがた

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）
なし。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月21日 令和2年度決算の決定

令和4年 3月18日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 八紘会
 所在地 岡山県浅口市鴨方町鴨方1081番地の1

※医療法人整理番号 〇〇〇41

財産目録
 (令和4年 3月31日現在)

1. 資産額	928,340 千円
2. 負債額	39,335 千円
3. 純資産額	889,005 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	546,705
B 固定資産	380,792
C 繰延資産	843
D 資産合計 (A+B+C)	928,340
E 負債合計	39,335
F 純資産 (D-E)	889,005

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人八紘会
理事長 仁科 肇 殿

私は、医療法人八紘会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 13日

監事 石井 栄一